

# 文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱

2020文総防第487号令和2年11月20日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）の住宅における家具の転倒防止器具（以下「器具」という。）の設置に要する経費の一部を助成することにより、器具の設置を促進し、もって防災対策を充実させることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、区内に在住する者（文京区マイルームセイフティ事業要綱（18文総防第146号）による助成金の交付を受けた者及び当該者と同一の住宅に居住する者を除く。）とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が第17条第1項の規定により区の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）から器具を購入し、当該登録事業者が当該助成対象者の居住する住宅に設置する事業とする。

2 助成対象者が助成を受けることができる回数は、区長が特に認めた場合を除き、住宅1戸につき1回限りとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に係る器具の購入及び設置に要する費用とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、区の予算の範囲内において、助成対象経費の額と20,000円を比較していずれか低い額とする。

(交付申請及び請求権等の委任)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により区長に対し申請しなければならない。この場合において、交付申請者は、登録事業者に申請書を提出するものとし、助成金の請求及び受領に関する権利の行使を当該登録事業者に委任しなければならない。

2 前項の規定により交付申請者から委任を受けた登録事業者（以下「受任事業者」という。）は、速やかに申請書を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは文京区家具転倒防止器具設置助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により、不適当であると認めるときは文京区家具転倒防止器具設置助成金不交付決定通知書により、受任事業者を経由して交付申請者に通知する。

(廃止の承認)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成対象事業を廃止しようとするときは、速やかに文京区家具転倒防止器具設置助成金事業廃止承認申請書(別記様式第3号)により申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を承認したときは文京区家具転倒防止器具設置助成金事業廃止承認通知書(別記様式第4号)により、承認しないときは文京区家具転倒防止器具設置助成金事業廃止不承認通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(器具の設置)

第10条 区長は、第8条の規定により助成金の交付決定をしたときは、家具転倒防止器具設置通知書(別記様式第5号)により受任事業者に通知するものとする。

2 受任事業者は、前項の規定による通知があったときは、助成金の交付決定に係る住宅に対し、器具の設置その他の手続(以下「器具の設置等」という。)を行うものとする。

3 受任事業者は、前項の規定により器具の設置等を行ったときは、その費用の額から第8条の規定により通知された助成金の交付決定額を減じた額を交付決定者から徴収するものとする。

4 受任事業者は、前項の規定により器具の設置等に係る費用の一部を徴収したときは、交付決定者に領収書を交付しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第11条 受任事業者は、器具の設置等が完了した日の属する月の終了後に、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付請求書兼口座振替依頼書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、区長に助成金を請求しなければならない。

(1) 家具転倒防止器具設置実績報告書(別記様式第7号)

(2) 器具の設置等をしたことが確認できる書類(交付決定者の署名があるものに限る。)

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査の上、受任事業者に助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付決定取消通知書(別記様式第8号)により交付決定者に通知する。

(1) 偽りその他不正の手段により器具の設置等又は助成金の交付を受けたとき。

(2) 器具の設置等が完了する前に第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した助成金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の保存等)

第14条 受任事業者は、助成対象事業に要した経費について、その収入及び支出に関する帳簿その他の書類を備えて経理の状況を明らかにするとともに、当該書類を5年間保存しなければならない。

(設置事業者の登録要件)

第15条 助成対象事業に係る器具の設置等を行う事業者（以下「設置事業者」という。）として登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 器具の設置等に当たっては、2人以上で作業を行うこと。
- (2) 助成対象経費のうち、器具の設置等に要する経費の額が10,000円を超えないこと。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 区内に事務所を有すること。

イ 次条に規定する登録申請を行う日の属する年度以前3年度内において区と契約を締結した実績があること。

- (4) 器具の設置等の際に交付決定者からの家具の転倒防止に係る質問等に対し、無償で回答又は助言を行うこと。

(設置事業者の登録申請)

第16条 設置事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、文京区家具転倒防止器具設置助成金事業者登録申請書（別記様式第9号）を区長に提出しなければならない。

(設置事業者の登録)

第17条 区長は、前条に規定する申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは文京区家具転倒防止器具設置助成金事業者登録通知書（別記様式第10号）により、不相当であると認めるときは文京区家具転倒防止器具設置助成金事業者登録却下通知書により、登録申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により設置事業者の登録をしたときは、助成対象者への周知に努める。

(登録内容の変更の届出)

第18条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、文京区家具転倒防止器具設置助成金登録内容変更届（別記様式第11号）を区長に提出しなければならない。

(設置事業者の登録の取消し)

第19条 区長は、登録事業者が登録を解除することを申し出たとき又は区長が登録を継続することが不相当であると認めるときは、設置事業者の登録を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により設置事業者の登録を取り消したときは、文京区家具転倒防止器具設置助成金事業者登録取消通知書（別記様式第12号）により登録事業者に通知する。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

## 文京区家具転倒防止器具設置助成金交付申請書

文京区長 殿

申請者 氏名

文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。  
なお、この申請書に記載した事項が設置事業者提供されることに同意します。

|         |     |
|---------|-----|
| 設置先住所   | 文京区 |
| 申請者電話番号 |     |
| 交付申請額   | 金 円 |
| 備考      |     |

※ 設置先は、文京区内に限ります。

※ 住所及び電話番号は、この助成事業に係る申請者との日程調整等にものみ使用します。平日の日中に連絡がつく電話番号を記載してください。

## 委任状

私は、次の者を代理人（設置事業者）と認め、文京区家具転倒防止器具設置助成金の請求及び受領に関する権限を委任します。

申請者 氏名

代理人（設置事業者） 住所

氏名

電話

文 第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

文京区長



## 文京区家具転倒防止器具設置助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった文京区家具転倒防止器具設置助成金の交付については、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知いたします。

### 記

1 交付決定額 金 円

2 条件

文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

文京区長 殿

申請者 住所  
氏名

## 文京区家具転倒防止器具設置助成金事業廃止承認申請書

年 月 日付 文 第 号により文京区家具転倒防止器具設置助成金の  
交付決定を受けた事業について、下記のとおり廃止をしたいので、文京区家具転倒防止器具設置  
助成金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

廃止の理由

年 月 日

住所

氏名

様

文京区長



## 文京区家具転倒防止器具設置助成金事業廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった文京区家具転倒防止器具設置助成金に係る事業の廃止については、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第9条第2項の規定により、申請内容のとおり承認します。



年 月 日

様

文京区長



## 家具転倒防止器具設置通知書（ 年 月分）

文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり家具転倒防止器具の設置について通知します。

記

- 1 家具転倒防止器具の設置戸数  
戸
- 2 家具転倒防止器具設置助成金交付決定者名簿  
別紙のとおり

家具転倒防止器具助成金交付決定者名簿

| No. | 受付日 | 受付番号 | 氏名 | 住所 | 電話 |
|-----|-----|------|----|----|----|
| 1   |     |      |    |    |    |
| 2   |     |      |    |    |    |
| 3   |     |      |    |    |    |
| 4   |     |      |    |    |    |
| 5   |     |      |    |    |    |
| 6   |     |      |    |    |    |
| 7   |     |      |    |    |    |
| 8   |     |      |    |    |    |
| 9   |     |      |    |    |    |
| 10  |     |      |    |    |    |
| 11  |     |      |    |    |    |
| 12  |     |      |    |    |    |
| 13  |     |      |    |    |    |
| 14  |     |      |    |    |    |
| 15  |     |      |    |    |    |
| 16  |     |      |    |    |    |
| 17  |     |      |    |    |    |
| 18  |     |      |    |    |    |
| 19  |     |      |    |    |    |
| 20  |     |      |    |    |    |
| 21  |     |      |    |    |    |
| 22  |     |      |    |    |    |
| 23  |     |      |    |    |    |
| 24  |     |      |    |    |    |
| 25  |     |      |    |    |    |
| 26  |     |      |    |    |    |
| 27  |     |      |    |    |    |
| 28  |     |      |    |    |    |
| 29  |     |      |    |    |    |
| 30  |     |      |    |    |    |
| 31  |     |      |    |    |    |
| 32  |     |      |    |    |    |
| 33  |     |      |    |    |    |
| 34  |     |      |    |    |    |

年 月 日

文京区家具転倒防止器具設置助成金交付請求書兼口座振替依頼書

文 京 区 長 殿

事業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

下記のとおり文京区家具転倒防止器具設置助成金を請求いたします。助成金は、下記口座に振り込んでください。

記

|     |     |   |   |   |   |   |
|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 十 万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|

| 振 込 口 座 |           |
|---------|-----------|
| 金融機関名   | 支 店 名     |
| 預 金 種 目 | 普 通 ・ 当 座 |
|         | 口 座 番 号   |
| 名 義 人   | 住 所       |
|         | フリガナ      |
|         | 氏 名       |



文 第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

文京区長



## 文京区家具転倒防止器具設置助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 文 第 号により決定した文京区家具転倒防止器具設置助成金の交付については、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第12条第 号の規定により下記のとおり取消しをすることに決定しましたので通知いたします。

### 記

1 交付決定取消金額 金 円

2 取消理由

文京区長 殿

設置事業者名 \_\_\_\_\_

## 文京区家具転倒防止器具設置助成金事業者登録申請書

文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第16条の規定により、設置事業者の登録を申請します。

なお、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱の規定を遵守します。

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 設置事業者住所   |                  |
| 設置事業代表者氏名 |                  |
| 設置事業者電話番号 |                  |
| 担当者氏名     |                  |
| 担当者連絡先    | 電話番号：<br>E-mail： |

文 第 号  
年 月 日

住所  
事業者名

様

文京区長



## 文京区家具転倒防止器具設置助成金事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった文京区家具転倒防止器具設置助成金に係る設置事業者の登録については、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり登録しましたので、通知いたします。

### 記

#### 1 登録内容

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 設置事業者住所   |                  |
| 代表者氏名     |                  |
| 設置事業者電話番号 |                  |
| 担当者氏名     |                  |
| 担当者連絡先    | 電話番号：<br>E-mail： |

#### 2 条件

文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

文京区長 殿

事業者住所

事業者名

代表者名

## 文京区家具転倒防止器具設置助成金登録内容変更届

文京区家具転倒防止器具設置助成金に係る設置事業者の登録の内容に変更が生じたため、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 変更内容

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 設置事業者住所   |                  |
| 代表者氏名     |                  |
| 設置事業者電話番号 |                  |
| 担当者氏名     |                  |
| 担当者連絡先    | 電話番号：<br>E-mail： |

※変更があった箇所のみ記入してください。



文 第 号  
年 月 日

事業者名

様

文京区長



## 文京区家具転倒防止器具設置助成金事業者登録取消通知書

年 月 日付 文 第 号により通知した文京区家具転倒防止器具設置助成金に係る設置事業者の登録については、文京区家具転倒防止器具設置助成金交付要綱第19条の規定により下記のとおり取消しをすることに決定しましたので通知いたします。

記

取消理由